

# 岐阜地方最低賃金審議会第2回岐阜県自動車・同附属品製造業

## 最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月4日(火) 14:00 ~ 15:45		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
○ 主な審議事項			
(1) 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について			
・事務局から専門部会資料の説明を行った。			
・事務局から他局の答申状況の報告を行った。			
・労働者側、使用者側の意見を求めた後、個別に公益委員と労働者側委員の協議、公益委員と使用者側委員の協議を行った。			
その結果、労使双方の意見及び改正金額は一致せず、次回(10月14日)に引き続き審議することとなった。			
(2) その他			
特になし。			
○ 主な意見の要旨			
労働者側			
県内自動車産業の魅力を確保しなければいけないという観点から県最賃との優位性をしっかりと確保する。また愛知県との格差是正が必要である。			
組合組織がある企業内の賃金は上昇している。この状況を未組織労働者の賃金に波及させるべきであり、そのことが労働条件向上につながる。			
現行の特定最低賃金額951円のプラス33円引上げ984円を求める。			
使用者側			
SDGs、環境対策、EV化等の対応で様々の投資をしなければならない。直近状況ではコロナ禍による生産調整、戦争、原材料の高騰などこのような問題から現在の自動車産業は不透明、不確実性が増している。			
特に中小企業の経営状況が厳しい。最低賃金の引上げなどで中小企業の経営状況に大きな影響がある。			
最低賃金の引上げについては、岐阜県経営者協会の資料、賃金改定調査速報の全業種規模別50人未満のアップ率(1.4%)を現行の特定最低賃金額951円に乗じたプラス13円引上げ964円を求める。			